

福島県協同農業普及事業外部評価委員公募要領

令和8年5月29日

福島県農林水産部農業振興課

1 目的

福島県協同農業普及事業外部評価実施要領に基づく外部評価を行う委員を公募するため、必要な事項を定める。

2 公募人数

1名

3 応募資格

- (1) 県内に在住する満18歳以上（応募締切日現在）の者。
- (2) 年に2回程度、平日に県内（主に福島市及び周辺地域）において開催される外部評価会に出席できる者。

4 任期

令和11年3月31日までの3年間とする。

5 応募方法

別紙「公募申込書兼履歴書」を県（農業振興課）あて郵送又はメールに添付して提出するものとする（郵送又はメールで提出後に電話にて送付した旨を別途連絡すること）。なお、提出された書類は返却しない。

6 公募期間及び広報

(1) 公募期間

公募期間は、令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）までとし、郵送の場合は、令和8年6月30日（火）の消印有効とする。メールの場合は、令和8年6月30日（火）17時15分までに到着したものを有効とする。

(2) 広報

次の方法により周知するものとする。

- ア 県ホームページへの掲載
- イ 県政記者クラブへの情報提供

7 公募委員の選考

(1) 選考方法

- ア 外部評価会の公募委員選考委員を設置し、公募委員を選考するものとする。
- イ 選考については、提出された応募申込書兼履歴書により審査する。
- ウ 選考において、全ての選考委員の評価得点が、基準点（15点満点中9点）に満たない場合は公募人数に満たない場合であっても、公募委員として選定を行わ

ないものとする。

(2) 選考委員

選考委員は、次に掲げる者とする。

ただし、選考当日都合により出席できない場合は、当該委員が指名する代理者が当該委員に代わって出席できるものとする。

ア 農林水産部次長（農業支援担当）

イ 農業振興課長

ウ 農業振興課主幹（普及・技術革新担当）

(3) 選考結果

選考結果は、審査終了後、郵送により応募者本人あて通知するものとする。

8 報償

外部評価会に出席した場合は、福島県が定める報償費（1回につき9,200円）及び旅費（福島県旅費条例に定める旅費）を支払うものとする。

9 その他

(1) 応募及び選考のために応募者が必要とする交通費等の経費は自己負担とする。

(2) 応募者の提出書類及び選考の内容等は、非公開とする。

なお、自己の選考結果について、応募者本人により開示の請求があった場合は、身分証等により本人確認のうえ、農業振興課において情報提供する。提供する情報は、本人の総得点及び順位とする。（福島県情報公開条例第5条及び第7条）

10 応募先及び問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（西庁舎9階）

福島県農林水産部農業振興課

電話 024-521-7339

E-Mail nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp